

長浜市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 0 月 1 日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市規則第 8 6 号

長浜市財務規則の一部を改正する規則

長浜市財務規則（平成18年長浜市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第68条第1項ただし書中「債権金額」を「債務金額」に改める。

第69条第3項及び第4項を次のように改める。

3 概算払を受けた者は、その支払いを受けるべき金額が確定したときは、速やかに精算の内容を支出命令権者に通知しなければならない。

4 支出命令権者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに精算の手続をしなければならない。

第69条に次の3項を加える。

5 支出命令権者は、前項の精算の結果、概算払の額が確定した債務金額を超過する場合は、直ちに戻入の手続をしなければならない。

6 支出命令権者は、第4項の精算の結果、概算払の額が確定した債務金額に不足する場合は、直ちに支出の手続をしなければならない。

7 支出命令権者は、第4項の精算の結果、概算払の額と確定した債務金額とが同額である場合は、直ちに精算調書を作成し、会計管理者に送付しなければならない。

第81条中「第52号）」の次に「又は戻入調書兼精算調書（様式第53号）」を加える。

第98条第1項中第9号を第11号とし、第6号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、第8号の前に次の1号を加える。

(7) 戻入調書兼精算調書

第98条第1項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 支出負担行為兼支出調書

附則第4項を削る。

別表第5の表中

「

戻入調書	第52号	第81条、第98条
------	------	-----------

」

を

「

戻入調書	第52号	第81条、第98条
戻入調書兼精算調書	第53号	第81条、第98条

」

に改める。

様式第40号を次のように改める。

精 算 調 書

主管課決裁日										
決 裁	市 長	副市長	教育長	部 長	次 長	課 長	主 管 課		起 案 者	
									内線 氏名	
合 議	総務部長	財政課長	検 収 (査)							

起 票 日		年 月 日		所 属	
会 計				予算区分	
科 目	款				
	項				
	目				
	事 業				
	節				
	細 節				
	細々節				

		予算配当額	円
受 領 金 額	円	負担行為何済額	円
使 用 額	円	予算配当残額	円
精 算 額	円		

件 名	
--------	--

摘 要	

資金受領	年 月 日	精算元伝票番号	
------	-------	---------	--

債 権 者 等	支払方法		支払希望日	年 月 日	
	住 所				
	氏 名				
	銀行／口座				
	口座名義人			債権者番号	

審 査	
会計管理者	会 計 課

執行済

伝票番号

呼出番号

整理番号



様式第53号を次のように改める。

戻入調書兼精算調書

主管課決裁日								
決裁	市長	副市長	教育長	部長	次長	課長	主管課	起案者
								内線氏名
合議	総務部長	財政課長	検収(査)					

起票日		年	月	日	所 属	
会 計					予算区分	
科 目	款					
	項					
	目					
	事業					
	節					
	細 節					
	細々節					

		予算配当額	円
受領金額	円	負担行為何済額	円
使用額	円	予算配当残額	円
精算額	円		

件名	
----	--

摘要	

資金受領	年	月	日	精算元伝票番号	
------	---	---	---	---------	--

債権者等	支払方法		支払希望日	年	月	日
	住 所					
	氏 名					
	銀行／口座					
	口座名義人			債権者番号		

審 査	
会計管理者	会 計 課

執行済

伝票番号

呼出番号

整理番号



附 則

この規則は、公布の日から施行する。